

政府の宇宙開発利用体制（検討ペーパー）

松井孝典

1. 宇宙開発戦略専門調査会における宇宙開発利用体制の検討経緯

○平成 20 年 10 月～ 宇宙開発利用体制検討ワーキンググループにおいて検討（計 6 回）

○平成 21 年 3 月 中間報告とりまとめ

2. 中間報告において「必要である」、「適当」又は「望ましい」とされたこと（抜粋）（1）宇宙開発委員会に関すること

- ① 宇宙開発委員会について、JAXA に関して行っている宇宙開発に関する長期的な計画の議決などの機能については廃止する。

（2）内閣府に関すること

- ① 内閣府は、宇宙開発戦略本部の下で、基本計画を着実に推進し、宇宙開発利用に関する基本的な政策の企画立案、推進、総合調整、フォローアップを行う。
- ② 内閣府は本部及び内閣府における政策の企画立案機能を強化するため国際情勢や技術動向等に関する調査・分析体制を整備するとともに専門人材を確保する。
- ③ 内閣府は産学官等の多様な利用コミュニティの形成を推進し、政策形成に反映するため、「宇宙開発利用推進連絡会議（仮称）」を開催する。
- ④ 本部や内閣府だけでなく、防衛、情報収集等の分野の側においても、宇宙の利用をより総合的に推進するための体制の充実を図る。防衛省は関係府省、宇宙機関等の民生部門の研究開発との連携による協力関係を構築する。
- ④ 内閣府は外務省等と協力して、国際社会への貢献、途上国支援等の宇宙を活用した外交及び我が国の宇宙産業を支援するトップセールス等の宇宙のための外交を推進する。
- ⑤ 内閣府は宇宙活動法に基づき許認可等を行うものとし、そのための新たな事務を処理するための体制を整備する。内閣府は宇宙開発委員会の技術的専門的事項に係る機能のうち安全規制に関する事項について移管を受ける。内閣府は外部の専門家等により安全基準の設定や事故等の調査に関して技術的専門事項の審議等を行うための体制を整備する。内閣府において打上げに関する許認可等に係る安全審査や事故調査を行う部門については、宇宙開発利用を振興・推進する部門と

の適切な牽制関係を持たせる。

(3) JAXA に関すること

- ① JAXA 法の目的条項を基本法と整合させ、JAXA を我が国宇宙開発利用全体の中核的機関と位置づける
- ② 利用府省や産業界など利用コミュニティが JAXA の実施するプロジェクトの進行管理に関わり、利用コミュニティ側のミッション要求を適切に JAXA のプロジェクトの実施に反映できる仕組みを構築する。
- ③ 我が国産業の振興を図るために業務を行うことを JAXA の重要な目的の一つとして明確化する。
- ④ JAXA は ISAS について、学術研究部門としての独立性を尊重した運営体制を構築することにより、研究者の自由な発想に基づく研究開発を行う。
- ⑤ JAXA について、我が国産業の振興を図るために業務を行うことを重要な目的の一つとして明確化し、宇宙実証を行うなど、我が国産業が JAXA の成果を活用できるようにする。

3. 検討は行われたが結論に至らなかった事項

(1) 内閣府の在り方について示された各案

- 案イ：内閣府が政府全体の宇宙関係予算の資源配分に係る総合調整を行うことはもとより、内閣府に宇宙利用促進のための調整費又は促進費を計上して、内閣府が主導的に関係府省の宇宙利用を促進する仕組み。
- 案ロ：内閣府が、関係府省の宇宙開発に係る総合調整機能を予算管理により確実に担保するために宇宙開発予算のうち重要な事業の予算を一括計上し各府省に移し替えて各府省に執行させる方法。
- 案ハ：関係府省の重要な事務を内閣府に一元化して内閣府が自ら実施する方法。

(2) JAXA の所管の在り方について示された各案

- 案 1：内閣府は、総合調整機能により、宇宙基本計画等の JAXA の業務運営への反映を担保、JAXA の所管関係は、現行を維持。
- 案 2：案 1 に加えて、利用ニーズの JAXA の業務運営への的確な反映のために、経済産業省、国土交通省等に係る事務を新たに JAXA に実施させ、当該業務に係る府省を共管府省に追加。
- 案 3：宇宙開発利用に係る政府全体の共通事務を一元的に実施

するため基盤的技術開発等の重要な事業を内閣府が自ら実施することとし、JAXAの当該業務の所管を内閣府に変更、内閣府をJAXAの主管とし、(案1)又は(案2)の所管府省は共管府省とする。

案4：内閣府は、現在、関係府省が行っている宇宙開発利用に関する事務を一元的に実施することとし、JAXAは、内閣府の専管とする。

4. 各案の評価 (別紙)

各オプションの評価

オプション		利用が複数省庁にまたがる共通基盤的システムの開発・整備・運用並びに利用の促進	各宇宙システムに共通的な技術(衛星バス等)の確立	産業基盤維持、研究開発等の多様な観点を踏まえ補助金、委託費、官民連携、需要保証等の多様な施策を組み合わせた宇宙政策の推進	宇宙システムのパッケージによる海外展開支援や宇宙外交の推進	宇宙に係る横断的な政策の推進 注:活動法については内閣府が許認可を行うこととされている(体制WG中間報告)	宇宙開発戦略本部や宇宙開発担当大臣による政府全体の宇宙予算編成への関与の強化など宇宙に係る総合調整機能の強化	備考
内閣府	JAXA所管							
現状(内閣府への移管なし、総合調整機能強化なし)	現状(文部科学省主管、総務省共管)	開発・整備・運用のあらゆる段階で複数省庁の意見が完全に一致する必要があり、戦略的・機動的な推進の制約となる可能性大。	担当する省庁の同意及び省庁間の意見の一致が前提となり、効率的な事業推進が困難。	宇宙に関する所掌が各省に分散する形では、各々の任務・所掌に由来する制約で組み合わせることができる施策に制限あり。	各省毎に外国政府及び機関と協力。	横断的な政策を自ら実施する省庁が不在。		
案イ 内閣府に宇宙利用促進のための調整費又は促進費を計上	案1 主管:文部科学省 共管:総務省	開発・整備・運用のあらゆる段階で複数省庁の意見が完全に一致する必要があり、戦略的・機動的な推進の制約となる可能性大。	担当する省庁の同意及び省庁間の意見の一致が前提となり、効率的な事業推進が困難。	宇宙に関する所掌が各省に分散する形では、各々の任務・所掌に由来する制約で組み合わせることができる施策に制限あり。	各省毎に外国政府及び機関と協力。		各省の事務分担を前提として総合調整機能を強化する。	財務省の予算査定との関係で屋上屋となるおそれ大きい。
案ロ 内閣府が重要な事業の予算を一括計上	案2 主管:文部科学省 共管:総務省 経済産業省 国土交通省	利用の促進については、調整費等を内閣府に計上することにより推進可能だが、システムの整備自身がタイムリーに行われない可能性あり。				内閣府の分担管理事務に宇宙に係る横断的な政策の推進を加えることにより対応可能。		
案ハ:関係府省の重要な事務を内閣府に一元化	案3 内閣府への共通事務の一元化 主管:内閣府 共管:文部科学省 総務省 経済産業省 国土交通省	内閣府が共通基盤的システムについて開発・整備・運用まで一貫して対応可能。 利用の促進については調整費等を内閣府に計上することにより推進可能。	内閣府が共通技術の開発利用に自ら主体的にとりくむことが可能。	内閣府が多様な観点から多様な政策手段を組み合わせさせて政策を推進することが可能。	内閣府が一元的に対応可能。		共通事務を一元化することによって総合調整以上に効率的な事業実施体制が可能になるとともに総合調整機能も高まる。	
	案4 内閣府に宇宙開発利用事務一元化 専管:内閣府	各省の本来業務の一部を取り込むことになり、却って非効率を生じるおそれあり。					全ての事務が一元化されるので総合調整機能が不要。	

我が国の宇宙開発利用体制の在り方について<中間報告> (案) ～主な論点～

I. 内閣府について

- 内閣府は、宇宙開発戦略本部の下で、本部の決定する宇宙基本計画等の企画立案、推進、総合調整、プロジェクトの廃止・加速を含むフォローアップ(評価)を行うことが必要である。
- 内閣府において、関係府省の施策の着実な実施を確保する仕組みを構築する必要がある。具体的には、内閣府が政府全体の宇宙関係予算の資源配分に係る総合調整を行うことはもとより、内閣府に宇宙利用促進のための調整費等を計上して、内閣府が主導的に関係府省の宇宙利用を促進する仕組みが今後検討すべき案の一つとして考えられる。

さらに、内閣府が宇宙開発予算のうち重要な事業の予算を一括計上する方法や関係府省の重要な事務を内閣府に一元化して内閣府が自ら実施する方法も考えられる。
- 内閣府は、宇宙開発戦略本部及び内閣府における宇宙開発利用政策の企画立案機能を強化するため、調査・分析体制を整備する必要がある。
- 内閣府は、利用コミュニティの意見の集約等を行い、宇宙開発戦略本部の宇宙開発利用に関する政策に反映するため、関係府省や産学の有識者で構成される「宇宙開発利用推進連絡会議(仮称)」を開催することが適当である。

II. 宇宙航空研究開発機構(JAXA)について

- JAXA 法の目的条項を宇宙基本法に沿ったものに見直し、JAXA を宇宙基本計画に基づき我が国全体の宇宙開発利用を牽引する中核的機関と位置づけることが必要である。
- JAXA について、宇宙基本計画の業務運営への反映等により、利用府省や産業界などの我が国全体のニーズに基づき業務を行う仕組みを構築することが望ましい。

○ JAXAの所管の在り方に関しては、例えば、以下のような案が考えられるが、内閣府の役割も含め、引続き検討を続けることが必要である。

(案1) 内閣府は、総合調整により、宇宙基本計画等の JAXA の業務運営への反映を担保、JAXA の所管関係は現行を維持

(案2) JAXA に新たな業務を実施させるため、当該業務に係る府省を共管府省に追加

(案3) 宇宙開発利用に係る政府全体の共通事務を一元的に実施するため、基盤的技術開発等の重要な事業を内閣府が自ら実施、JAXA の主務省は内閣府、(案1)又は(案2)の所管府省は共管府省とする

(案4) 内閣府は、現在、関係府省が行っている宇宙開発利用に関する事務を一元的に実施することとし、JAXAは、内閣府の専管とする

Ⅲ. 宇宙開発委員会 (SAC) について

○ 文部科学省宇宙開発委員会について、JAXA に関して行っている宇宙開発に関する長期的な計画の議決などの機能については、宇宙基本計画と役割が重複するため廃止し、技術的専門的事項に係る機能については、内閣府に移管することが適当と考えられる。また、事故調査については、臨時に、中立的な観点から調査を行う体制を構築することが必要である。

○ なお、宇宙基本計画の進捗状況のフォローアップに係る施策の評価については、内閣府が推進部門を有した場合には、推進部門との牽制関係を保つため、宇宙開発戦略本部の下で中立的な立場により実施することが適当と考えられる。

以上

(案)
我が国の宇宙開発利用体制の在り方について
<中間報告>

平成 21 年 3 月 17 日

1. 宇宙開発利用政策の司令塔機能の強化

(宇宙開発戦略本部及び事務局としての機能の強化)

- ① 宇宙開発戦略本部による宇宙開発利用に関する基本的な計画(宇宙基本計画)の企画立案、同計画に基づく関係府省の施策の実施の推進、総合調整、フォローアップ(評価)に関する事務を内閣府において処理することにより、内閣府は、宇宙開発戦略本部と一体となって我が国の宇宙開発利用政策の司令塔機能の強化を図ることが不可欠である。
- ② 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用に関する重要施策についての調査審議等を円滑に行うため、必要に応じて、宇宙開発担当大臣を中心に関係する国務大臣やその下の関係府省の担当局長などによる協議会を活用することが望ましい。
- ③ 宇宙開発戦略本部は、関係府省の施策の実施の推進等に関する総合調整やフォローアップ(評価)を行うに当たっては、宇宙開発戦略専門調査会の機能を積極的に活用することが適当と考えられる。また、宇宙開発戦略本部は、必要に応じて、宇宙利用推進戦略、宇宙に関する対外戦略、技術開発戦略等に係る重要事項に関する検討に宇宙開発戦略専門調査会を活用することが望ましい。【3. ④参照】

(内閣府の宇宙開発利用政策の企画立案・推進・総合調整機能の強化)

- ④ 内閣府は、宇宙開発戦略本部の下で、同本部が決定する宇宙基本計画を着実に推進し、宇宙開発利用に関する施策を政府全体として総合的、計画的に推進するため、宇宙開発利用に関する基本的な政策の企画立案、推進、総合調整、フォローアップを行うことが必要である。
- ⑤ 宇宙開発利用に関する施策については、宇宙開発戦略本部を司令塔として、政府全体が総合的に一体となって推進することが必要であり、内閣府において、総合調整機能を強化するため、関係府省の施策の着実な実施を確保する仕組みを構築する必要がある。

具体的には、内閣府が政府全体の宇宙関係予算の資源配分に係る総合調整を行うことはもとより、内閣府に宇宙利用促進のための調整費又は促進費を計上して、内閣府が主導的に関係府省の宇宙利用を促進する仕組みが今後検討すべき案の一つとして考えられる。【2. ③参照】

これにとどまらず、内閣府が、関係府省の宇宙開発に係る総合調整機能を予算管理により確実に担保するために宇宙開発予算のうち重要な事業の予算を一括計上し各府省に移し替えて各府省に執行させる方法や、関係府省の重要な事務を内閣府に一元化して内閣府が自ら実施する方法も考えられる。

なお、これらの検討に当たっては、宇宙利用の効果的な促進や所要の予算の着実な確保などに関するメリット、デメリットを勘案するべきである。

(調査・分析体制の整備)

- ⑥ 内閣府は、宇宙開発戦略本部及び内閣府における宇宙開発利用政策の企画立案機能を強化するため、宇宙開発利用に関する国際情勢や技術動向等に関する調査・分析体制を整備する必要がある。

(評価に基づく見直し)

- ⑦ 宇宙開発戦略本部の下、宇宙開発戦略専門調査会を活用し、関係府省の施策の実施状況を適切に評価し、評価結果に基づき宇宙基本計画の見直しなどを実施し、必要であれば、進行中のプロジェクトの加速・廃止を宇宙開発戦略本部に提起する必要がある。また、必要に応じて、宇宙開発戦略専門調査会において、宇宙基本計画の進捗状況をフォローアップする観点から関係府省の施策を専門的に評価することが望ましい。
- ⑧ 内閣府において、関係府省の施策の評価に係る事務を処理する部門については、宇宙開発利用を推進・振興する部門との適切な牽制関係を持たせることが望ましい。

(専門人材の確保)

- ⑨ 宇宙開発利用政策の企画立案や諸外国の関係機関との国際交渉に当たっては、担当者の高度な専門知識や継続的な人的関係の維持が重要である。このことを勘案し、宇宙開発利用政策に携わる専門人材を継続的に確保するため、内閣府において宇宙開発利用政策の企画立案、調査・分析、評価等を担当する者の専門性や継続性を重視することが望ましい。また、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)等の宇宙機関や学会、大学など外部の専門人材の育成、活用も推進することが望ましい。

(宇宙開発委員会の見直し)

- ⑩ 文部科学省宇宙開発委員会について、宇宙航空研究開発機構に関して行っている宇宙開発に関する長期的な計画の議決などの機能については、宇宙基本計画と役割が重複するため廃止し、技術的専門的事項に係る機能のうち安全規制に関する事項については、内閣府に移管することが適当と考えられる。また、事故調査に関する事項については、臨時に中立的な観点から調査を行う体制を構築することが必要である。なお、宇宙基本計画の進捗状況のフォローアップに係る施策の評価に関する事項については、宇宙開発戦略専門調査会を活用して実施することが適当と考えられる。

2. 利用主導のプログラム推進体制の構築

(産学官などの多様な利用コミュニティの育成)

- ① 内閣府は、実効性のある国際社会への貢献と国民生活の質の向上というニーズに対応した宇宙開発利用を着実に推進するため、地球観測、通信、測位等の各利用分野のニーズに基づき政府の宇宙開発利用に積極的に関わり、宇宙利用に責任を持つ産学官などの多様な「利用コミュニティ」の形成を推進することが必要である。なお、宇宙科学分野のような学術研究の推進体制については、JAXAの宇宙科学研究本部(ISAS)において、引き続き大学共同利用システムによる学術研究コミュニティの枠組みを維持することが望ましい。

(利用ニーズを吸い上げる仕組みの構築)

- ② 内閣府は、政府が実施する宇宙開発利用プロジェクトについて、産学官などの多様な「利用コミュニティ」からの提案を受け、その意義、技術的フィージビリティ等を検討し、意見の集約を行い、宇宙開発戦略本部における宇宙開発利用に関する政策形成に反映するため、関係府省や産学の有識者で構成される「宇宙開発利用推進連絡会議(仮称)」を開催することが適当である。内閣府は、宇宙開発利用推進連絡会議を活用し、宇宙開発戦略本部の下で具体的な利用ニーズに基づくプロジェクト実施計画を取りまとめた「宇宙開発利用プログラム(仮称)」を作成することが考えられる。

(利用促進のための仕組みの構築)

- ③ 内閣府は、宇宙利用促進のための調整費又は促進費を計上して、内閣府が主導的に関係府省の宇宙利用を促進する仕組みが今後検討すべき案の一つとして考えられる。【1. ⑤参照】

(注)内閣府における予算管理、JAXAの所管の在り方等に係る検討状況によ

っては、結論が変わり得る事項である。

(利用ニーズに基づくJAXAなどの宇宙機関の業務運営)

- ④ JAXAなどの宇宙機関について、宇宙基本計画の業務運営への反映や内閣府が開催する「宇宙開発利用推進連絡会議」の活用などにより、利用府省や産業界など利用コミュニティが宇宙機関の実施するプロジェクトの進行管理に関わり、利用コミュニティ側のミッション要求を適切に宇宙機関のプロジェクトの実施に反映できる仕組みなど我が国全体の利用ニーズに基づき宇宙機関が業務運営を行う仕組みを構築することが望ましい。【6. ②参照】

3. 安全保障、外交分野における宇宙開発利用体制の構築

(宇宙を活用した安全保障)

- ① 宇宙基本法の成立を受けて、我が国においても安全保障分野における宇宙開発利用がより円滑に実施できるようになったことにかんがみ、宇宙開発戦略本部や内閣府だけではなく、防衛、情報収集等の分野の側においても、宇宙の利用をより総合的に推進するための体制の充実を図ることが必要である。ただし、当該体制の在り方を検討するに当たっては、安全保障等について、その特殊性について十分な考慮が必要である。

(防衛分野における宇宙開発利用)

- ② 防衛分野における宇宙開発利用については、今後、防衛省等において速やかに防衛分野の宇宙開発利用を図るための体制の充実が必要である。

(民生分野と防衛分野との協力)

- ③ 防衛省は、防衛分野の研究開発に当たっては、その他関係府省、宇宙機関等の民生部門の研究開発との連携による協力関係を構築することが必要である。ただし、民生部門との協力関係の構築に当たっては、安全保障等の特殊性を踏まえた適切な役割分担が必要であるとともに、成果の公開を原則とする研究開発が阻害されないよう十分な配慮が必要である。

(政府一体となった宇宙に関する対外戦略の企画立案・推進機能の強化)

- ④ 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発戦略専門調査会を活用し、政府全体としての宇宙に関する対外戦略を企画立案することが必要である。【1. ③参照】
- ⑤ 内閣府は、外務省等と協力して、国際社会への貢献、途上国支援等の宇宙を活用した外交、及び我が国の宇宙産業を支援するトップセールス等の宇宙

のための外交を政府一体となって推進することが重要である。また、将来の有人宇宙活動等先端的な宇宙開発利用分野における国際協力に係る検討を行い、我が国主導の国際協力を推進することが必要である。

(在外公館等の活用)

- ⑥ 内閣府、外務省等は、宇宙に関する対交戦略を推進するに当たって、在外公館並びに国際協力機構(JICA)等の国際協力機関及びJAXA等の宇宙機関の海外拠点を活用し、国内の宇宙開発利用体制との連携強化を図ることが望ましい。

4. 宇宙産業の振興

(宇宙開発利用の計画的推進)

- ① 宇宙開発戦略本部は、我が国の宇宙開発利用に関する施策を計画的に推進することで、民間事業者の能力を活用し、民間事業者が物品及び役務の調達を計画的に行えるよう配慮することによって、我が国産業の振興を図ることが望ましい。

(技術開発計画の策定)

- ② 内閣府は、「宇宙開発利用推進連絡会議」等を活用し、技術見通しや利用ニーズ等を踏まえ、関係府省、関係機関や産学の有識者と共同して技術開発計画について検討し、その内容を踏まえ、宇宙開発戦略本部の下で、政府全体で研究開発を計画的に推進するための技術開発計画を作成するとともに、関係府省、関係機関は、当該技術開発計画に基づき研究開発を計画的に実施することによって、我が国産業の技術力及び国際競争力の強化を図ることが考えられる。【5. ①参照】

(産業振興へのJAXAの貢献)

- ③ JAXAについて、我が国産業の振興を図るために業務を行うことを重要な目的の一つとして明確化し、我が国産業の技術力及び国際競争力の強化を促進するために、十分な宇宙実証を行うなど、我が国産業がJAXAの成果をこれまで以上に有効に活用できるよう業務を実施することが必要である。【6. ⑥参照】
- ④ JAXAにおける人工衛星やロケットなどの開発に当たっては、プロジェクトの規模やリスク等に応じたプロジェクトマネジメントの合理化・効率化の徹底、汎用品の使用促進、技術・部品などの国際標準の獲得促進や人工衛星のシリ

一ズ化などにより、我が国産業の国際競争力の強化を図ることが望ましい。

【6. ⑤参照】

(インフラの整備・共用の推進)

- ⑤ 基幹ロケットの産業化の促進などのため、JAXAにおいて、射場、大型試験設備やデータベースなどハードとソフトの両面における共通基盤インフラの整備、管理、民間事業者等外部への供用を実施することが必要である。

5. 先端的研究開発力の強化

(技術開発計画の策定)

- ① 内閣府は、「宇宙開発利用推進連絡会議」等を活用し、技術見通しや利用ニーズ等を踏まえ、関係府省、関係機関や産学の有識者と共同して技術開発計画について検討し、その内容を踏まえ、宇宙開発戦略本部の下で、政府全体で研究開発を計画的に推進するための技術開発計画を作成するとともに、関係府省、関係機関は、当該技術開発計画に基づき研究開発を計画的に実施することによって、我が国の技術力強化を図ることが考えられる。**【4. ②参照】**

(学術研究部門の独立性の尊重)

- ② JAXAは、ISASについて、学術研究部門としての独立性を尊重した運営体制を構築することにより、研究者の自由な発想に基づく研究開発を行うことが必要である。**【6. ⑦参照】**

(大学、中小企業等の活用)

- ③ JAXAは、そのプロジェクトを実施するに当たって、大学、中小企業等、多様なポテンシャルを活用することが可能な開かれた研究開発体制の構築を促進することが必要である。**【6. ⑧参照】**

6. JAXA 等宇宙開発利用機関の在り方

(JAXA の位置づけ)

- ① JAXA法の目的条項を宇宙基本法に沿ったものに見直し、JAXAを宇宙基本計画に基づき我が国全体の宇宙開発利用を強力に牽引する中核的機関と位置づけることが必要である。

(利用ニーズに基づくJAXAの業務運営)

② JAXAについて、宇宙基本計画の業務運営への反映や内閣府が開催する「宇宙開発利用推進連絡会議」の活用などにより、利用府省や産業界など利用コミュニティがJAXAの実施するプロジェクトの進行管理に関わり、利用コミュニティ側のミッション要求を適切にJAXAのプロジェクトの実施に反映できる仕組みなど我が国全体の利用ニーズに基づきJAXAが業務運営を行う仕組みを構築することが望ましい。【2. ④参照】

③ JAXAは、業務運営に当たって、利用コミュニティ等のユーザーやプロジェクトの実施において連携協力関係にある民間事業者や研究開発機関等にもこれまで以上に十分配慮した支援、協力関係の構築に努めることが必要である。

(JAXAの所管の在り方)

④ JAXAの所管の在り方に関しては、例えば、以下のような案が考えられるが、内閣府の役割も含め、引き続き検討を続けることが必要である。

(案1)内閣府は、総合調整機能により、宇宙基本計画等のJAXAの業務運営への反映を担保、JAXAの所管関係は、現行を維持。

(案2)(案1)に加えて、利用ニーズのJAXAの業務運営への的確な反映のために、経済産業省、国土交通省等に係る事務を新たにJAXAに実施させ、当該業務に係る府省を共管府省に追加。

(案3)宇宙開発利用に係る政府全体の共通事務を一元的に実施するため基盤的技術開発等の重要な事業を内閣府が自ら実施することとし、JAXAの当該業務の所管を内閣府に変更、内閣府をJAXAの主管とし、(案1)又は(案2)の所管府省は共管府省とする。

(案4)内閣府は、現在、関係府省が行っている宇宙開発利用に関する事務を一元的に実施することとし、JAXAは、内閣府の専管とする。

注1) 独立行政法人の所管府省とは、自らの事務・事業(分担管理事務)を代わりに当該独立行政法人に行わせている府省であるので、内閣府が宇宙開発利用政策の司令塔機能を担う(総合調整(内閣補助事務)のみを行う)ことをもって、JAXAの所管府省に加わることはない

注2) 内閣府が総合調整機能と事業実施機能(JAXAの所管)を併せ持つことは、総合調整の中立性を妨げるおそれがあるため慎重な検討が必要との意見もある。

(JAXAの業務運営の効率化)

⑤ JAXAは、JAXAにおける人工衛星やロケットなどの開発に当たっては、プロジェクトの規模やリスク等に応じ、プロジェクトマネジメントの合理化・効率化を

徹底するなど事業運営全般の合理化・効率化を図る必要がある。【4. ④参照】

(産業振興へのJAXAの貢献)

- ⑥ JAXAについて、我が国産業の振興を図るために業務を行うことを重要な目的の一つとして明確化し、我が国産業の技術力及び国際競争力の強化を促進するために、十分な宇宙実証を行うなど、我が国産業がJAXAの成果をこれまで以上に有効に活用できるよう業務を実施することが必要である。【4. ③参照】

(学術研究部門の独立性の尊重)

- ⑦ JAXAは、ISASについて、学術研究部門としての独立性を尊重した運営体制を構築することにより、研究者の自由な発想に基づく研究開発を行うことが必要である。【5. ②参照】

(大学、中小企業等の活用)

- ⑧ JAXAは、そのプロジェクトを実施するに当たって、大学、中小企業等、多様なポテンシャルを活用することが可能な開かれた研究開発体制の構築を促進し、宇宙開発利用に関するプロジェクトに参画する者の裾野の拡大を図ることが必要である。【5. ③参照】

(調査・分析の支援)

- ⑨ JAXAは、他の事業実施部門から独立した調査・分析部門を整備し、内閣府が行う調査・分析を支援することが考えられる。

(JAXA 以外の宇宙機関)

- ⑩ JAXA以外の宇宙機関については、内閣府の所掌する事務及びJAXAの目的、業務の範囲などの検討結果を得た上で、別途検討する必要がある。

7. その他

(国内外の理解を深める取組み)

- ① 内閣府は、我が国の宇宙開発利用の裾野の拡大、国内外の理解増進のため、宇宙開発利用を国民にとって身近なものとするための宇宙機関の活動の公開や、在外公館などを活用して我が国の宇宙開発利用の成果を諸外国に発信する取組みなどを政府一体となって推進する必要がある。

(宇宙開発利用に関する情報管理)

- ② 内閣府は、宇宙開発戦略本部の下、関係行政機関と協力して、宇宙開発利用に関する情報の適切な管理のための施策を推進するための枠組みを構築することが必要である。

(宇宙活動法による宇宙活動の安全確保等のための許認可等)

- ③ 内閣府は、宇宙活動に係る安全規制その他の宇宙開発利用に関する条約等の国際約束等を実施するため、宇宙活動法に基づき、打上げに関する許認可等を行うものとし、そのための新たな事務を処理するための体制を整備する必要がある。
- ④ 内閣府は、外部の専門家等により宇宙活動に係る安全基準の設定や事故等の調査に関して技術的専門事項の審議等を行うための体制(「宇宙技術審議会(仮称)」)を整備する必要がある。
- ⑤ 内閣府において、打上げに関する許認可等に係る安全審査や事故調査を行う部門については、宇宙開発利用を振興・推進する部門との適切な牽制関係を持たせることが必要である。

以上